

## 1. 基本方針

私たちティーキャピタルパートナーズ株式会社は、事業活動の原点を「信頼」に置いています。投資先企業の永続的な発展、ひいては持続可能な社会の実現についての社会的責任を果たすことが、この「信頼」を維持し、発展させることに資するものと認識しています。当社は、プライベート・エクイティの運用者として投資家の皆様からの受託者責任を負っており、投資活動を通じてこの社会的責任を全うするとともに、投資家の皆様から信頼される投資に邁進して参ります。

## 2. 責任投資に係る当社の取組み

- (1) 国連責任投資原則（PRI）への署名
- (2) ESG 方針

### (1) 国連責任投資原則(PRI)への署名

当社は、以下の国連責任投資原則（PRI）の考え方に賛同し、2013年4月に日本に本社を置くプライベート・エクイティ運用会社として初めて国連責任投資原則（PRI）に署名しました。

責任投資原則（Principles for Responsible Investment, 略して PRI）は、2006年4月に当時のアナン国連事務総長により提唱されました。意思決定プロセスに ESG（Environment, Social, Governance）の課題を受託者責任の範囲内で反映させるべきとした世界共通のガイドライン的な性格をもち、国連環境計画や国連グローバルコンパクトが推進しております。

1. 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスに ESG の課題を組み込みます
2. 私たちは、活動的な株式所有者となり、株式の所有方針と所有の仕方に ESG の課題を組み入れます
3. 私たちは、投資対象に対して ESG の課題について適切な開示を求めます
4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います
5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために協働します
6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します

## (2) ESG 方針

当社は、責任投資原則にかかる基本方針に従い、ここに ESG 方針を策定しました。

### ① 対象・役割

ESG 方針の対象は、原則として当社が運営する投資事業有限責任組合が支配権を有する投資先企業とします。ESG 方針の実施における責任は ESG 委員会<sup>1</sup>に属し、チェックリストの策定または改訂は新たに設置する ESG 委員会で行います。また、ESG 委員会では投資先企業における ESG 活動をモニタリングします。

### ② ESG への取組み

#### a. ESG 定義

ESG 活動として、環境法規制の遵守、労働安全衛生関連規制の遵守、投資先企業のコーポレートガバナンスの強化、反社会的勢力の排除、現地法規制の遵守等に積極的に取り組みます。

#### b. 投資対象からの除外

当社では公序良俗に反する（反社会的勢力、暴力団、日本国が定める経済制裁措置対象国）企業への投資は行いません。

#### c. スクリーニング

投資にあたっては、投資先企業に対して、投資前に ESG チェックリストを活用して ESG スクリーニングを実施し、詳細デューデリジェンスの必要性について検討します。

#### d. デューデリジェンス

ESG スクリーニングの結果に基づき、投資先企業に対して詳細デューデリジェンスが必要と判断された場合、投資前に ESG チェックリストを活用し、投資先企業の ESG の課題を精査します。なお、詳細デューデリジェンス実施に際しては、必要に応じて外部専門家の活用を検討します。

#### e. 投資先企業におけるモニタリング

投資後は、投資先企業において ESG チェックリストを活用してモニタリングするとともに、特段の事情がない限り、ESG 関連の重大な問題について報告がなされた場合は、投資先企業の取締役会等を通じた改善を目指します。

---

<sup>1</sup> 別紙 1 ESG 委員会規則を参照。

ティーキャピタルパートナーズ株式会社  
責任投資にかかる方針

f. 投資家の皆様への報告

投資先企業の ESG の管理状況に関しては、当社が必要と判断した場合、投資家の皆様へ報告します。

③ 付則

当該方針は、制定日以降に新規投資を行う投資先企業を対象にします。

制定日：2015年3月27日

改定日：2019年9月30日

改定日：2020年7月31日

改定日：2021年11月1日

ティーキャピタルパートナーズ株式会社  
ESG 委員会規則

別紙 1

当社では ESG 方針に基づき、以下の ESG 委員会を設置し、重大な ESG の課題について検討します。

1. 構成

ESG 委員会は、全マネージング・パートナー、コンプライアンスキーパーソン、ESG 担当者合計 6 名により構成されます。ESG 委員会の委員長は取締役社長が務めます。

2. 役割・権限

ESG 委員会は、投資委員会において投資先企業のスクリーニング段階およびデューデリジェンス段階、投資先企業の保有期間中に特定された ESG の課題につき、適切に対応がなされたかをチェックリストに基づいて少なくとも年に 1 回確認を行います。また、ESG 委員会は、チェックリストの策定または改訂を適宜行います。

3. 報告

ESG 委員会で協議された内容については、必要に応じ ESG 委員長が、関係者に報告します。

以上